県のバス補助制度一覧

1 国との協調補助

地域間幹線系統確保維持費補助金 車両減価償却費等補助金

〇交付先

乗合バス事業者

〇補助対象

<地域間幹線系統確保維持費補助金>

次の要件を満たす見込みの路線

- ・ 三重県生活交通確保対策協議会が策定した「生活交通確保維持改善計画」 に掲載されている
- 平成13年3月31日時点の複数市町村にまたがっている
- 広域行政圏の中心市町村等への需要に対応して設定されている
- ・ 1日当たりの運行回数が3回以上
- 1日当たりの輸送量が15~150人
- 1日当たりの複数市町村(平成13年3月31日時点の)をまたぐ利用が 30%または10人以上
- ・ 経常収益が経常費用に達していない(赤字路線)
- <車両減価償却費等補助金>

上記路線を運行するために購入した低床型車両の減価償却費

〇交付額 · 補助率

<地域間幹線系統確保維持費補助金>

次のいずれか少ない額の 1/2 以内

- 経常費用見込額-経常収益見込額
- 経常費用見込額の9/20
- <車両減価償却費等補助金>

購入車両(購入費の上限:1両につき次の額)の減価償却費の1/2

- 実費購入予定費-1円(備忘価額)
- ノンステップ型 1,500 万円、ワンステップ型 1,300 万円、小型車両 1,200 万円
- 〇申請手続期限

補助金交付申請 11 月 20 日

2 県単補助

NPO等運営バス支援補助金

- 〇交付先
- NPO等によるバス運営に補助する市町
- 〇補助対象

次の要件を満たす路線

- ・ NPO等による、事業者に運行委託する乗合バス運営または過疎地有償 運送
- 道路運送法の許可または登録を受けている
- 国の補助を受けていない
- 輸送対象または輸送目的が特定されていない
- ・ 経常収益が経常費用に達していない (赤字路線)
- 運行維持のため市町がNPO等に補助金を交付している
- ・ 新規導入から3年以内
- 〇交付額 補助率

次のいずれか少ない額の 1/2 以内(上限: 1 路線につき 200 万円)

- 経常費用-経常収益
- ・NPO等への市町補助額
- 〇申請手続期限

路線認定申請 8月31日 補助金交付申請 11月20日